

第2編 平時における備え

頁	現計画	変更案
14	<p>第1章 平時における組織・体制の整備</p> <p>1 初動体制等の整備</p> <p>[略]</p> <p>(1) 岩手県 24時間危機管理警戒体制</p> <p>県は、夜間、休日等の勤務時間以外においても、各種危機事案に対して迅速かつ的確に初動対応を行うために、職員による24時間危機管理警戒体制を敷くものとし、住民からの通報、市町村からの連絡、その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を<u>総合防災室</u>を通じて知事に報告する。</p> <p>また、県警察においても、所要の体制を確立する。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>第1章 平時における組織・体制の整備</p> <p>1 初動体制等の整備</p> <p>[略]</p> <p>(1) 岩手県 24時間危機管理警戒体制</p> <p>県は、夜間、休日等の勤務時間以外においても、各種危機事案に対して迅速かつ的確に初動対応を行うために、職員による24時間危機管理警戒体制を敷くものとし、住民からの通報、市町村からの連絡、その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を<u>防災課</u>を通じて知事に報告する。</p> <p>また、県警察においても、所要の体制を確立する。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
15	<p>(5) 市町村及び指定地方公共機関における初動体制の整備等</p> <p>市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(守衛、民間警備員等が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行い、市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、直ちに県(総合防災室)に連絡するとともに、県に準じた対応をとるものとする。</p> <p>指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等、国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとされてい</p>	<p>(5) 市町村及び指定地方公共機関における初動体制の整備等</p> <p>市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(守衛、民間警備員等が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行い、市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、直ちに県(防災課)に連絡するとともに、県に準じた対応をとるものとする。</p> <p>指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等、国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとされてい</p>

	る。	る。
変更理由	○ 県の組織改正（H29.4以降）に伴う修正	

第2編 平時における備え

頁	現計画	変更案
27	<p>第2章 国民保護措置に関する平時からの備え [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難施設の指定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難施設の指定にあたっての留意事項</p> <p>① [略]</p> <p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。</p> <p>③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>④～⑥ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>5 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握</p> <p>県は、区域内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。以下同じ。）について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づ</p>	<p>第2章 国民保護措置に関する平時からの備え [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難施設の指定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難施設の指定にあたっての留意事項</p> <p>① [略]</p> <p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。</p> <p>③ <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</u></p> <p>④～⑥ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>5 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握</p> <p>県は、区域内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。以下同じ。）について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づ</p>

29	<p>き把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="483 331 1196 1102"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条生活関連等施設</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第28条危険物質等</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒薬、劇薬 (薬事法)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(7) [略]</p>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条生活関連等施設	[略]			第28条危険物質等	[略]			8号	毒薬、劇薬 (薬事法)	[略]	[略]			<p>き把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="1368 331 2085 1102"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条生活関連等施設</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第28条危険物質等</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒薬、劇薬 (<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(7) [略]</p>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条生活関連等施設	[略]			第28条危険物質等	[略]			8号	毒薬、劇薬 (<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>)	[略]	[略]		
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																			
第27条生活関連等施設	[略]																																					
第28条危険物質等	[略]																																					
	8号	毒薬、劇薬 (薬事法)	[略]																																			
	[略]																																					
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																			
第27条生活関連等施設	[略]																																					
第28条危険物質等	[略]																																					
	8号	毒薬、劇薬 (<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>)	[略]																																			
	[略]																																					
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の保護に関する基本指針の一部変更 (H29.12) に伴う、一時的な避難場所の施設例示の追加 ○ 国民の保護に関する基本指針の一部変更 (H29.12) に伴う避難施設の収容人数把握に係る記載の追加 ○ 法律名の改正に伴う修正 																																					

岩手県国民保護計画変更 新旧対照表

第2編 平時における備え

頁	現計画	変更案
34	<p>第4章 国民保護に関する啓発・訓練等 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 県における訓練の実施（法42①） 知事は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等、関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発・訓練等 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 県における訓練の実施（法42①） 知事は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等、関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>
変更理由	○ 国民の保護に関する基本指針の一部変更（H29.12）に伴う具体的な訓練内容等の追加	

第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現計画	変更案																		
36	<p>第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等（法27②） [略]</p> <p>1 県対策本部の設置（法27①） [略]</p> <p>(1) 県対策本部設置の流れ</p> <p>①、② [略]</p> <p>③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集 総合防災室長は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。 県対策本部長は、全職員に対し、非常招集連絡網を活用して、参集を指示する。</p> <p>④、⑤ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等（法27②） [略]</p> <p>1 県対策本部の設置（法27①） [略]</p> <p>(1) 県対策本部設置の流れ</p> <p>①、② [略]</p> <p>③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集 防災課総括課長は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。 県対策本部長は、全職員に対し、非常招集連絡網を活用して、参集を指示する。</p> <p>④、⑤ [略]</p> <p>(2) [略]</p>																		
38	<p>2 県対策本部の組織構成及び機能（法41関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県対策本部の組織</p> <p>① [略]</p> <p>② 分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="432 1141 1193 1412"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長に充てる職</th> <th>主な分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報室</td> <td>秘書広報室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室長</td> <td>・避難誘導支援 先発隊の編成、 派遣 ・職員動員計画</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	主な分掌事務	秘書広報室	秘書広報室長	[略]	総務部	総合防災室長	・避難誘導支援 先発隊の編成、 派遣 ・職員動員計画	<p>2 県対策本部の組織構成及び機能（法41関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県対策本部の組織</p> <p>① [略]</p> <p>② 分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1321 1141 2083 1412"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長に充てる職</th> <th>主な分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策企画部</td> <td>政策企画部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	主な分掌事務	政策企画部	政策企画部長	[略]			
部	部長に充てる職	主な分掌事務																		
秘書広報室	秘書広報室長	[略]																		
総務部	総合防災室長	・避難誘導支援 先発隊の編成、 派遣 ・職員動員計画																		
部	部長に充てる職	主な分掌事務																		
政策企画部	政策企画部長	[略]																		

			<u>の作成</u> <u>・県内外自治体からの人的支援の受入れ</u> <u>・職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供</u> <u>・私立学校児童・生徒の安否情報の収集</u> <u>・条例の整備</u> <u>・手当の整備</u> <u>・庁舎管理</u> <u>・県税の免税措置の実施</u> <u>・緊急財政措置の検討</u> <u>・普通財産貸付けの減免の実施</u> <u>・他の都道府県等に対する食料・物資の調達及びあっせん要請</u>				
			<u>(総合防災室)</u> <u>・国民保護対策本部の設置</u>				

				<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報の収集分析と避難の指示の案の作成</u> ・ <u>避難ルートの設定</u> ・ <u>海上輸送、航空輸送計画の作成</u> ・ <u>避難先県との連絡・調整</u> ・ <u>関係各機関との連絡・調整</u> ・ <u>ヘリポートの確保</u> ・ <u>特殊標章等の交付等</u> 			
					総務部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員動員計画の作成</u> ・ <u>県内外自治体からの人的支援の受入れ</u> ・ <u>職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供</u> ・ <u>条例の整備</u> ・ <u>手当の整備</u> ・ <u>庁舎管理</u>

							<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県税の免税措置の実施</u> ・<u>緊急財政措置の検討</u> ・<u>普通財産貸付けの減免の実施</u> ・<u>通信関係（行政利用関係）</u>
					<u>復興防災部</u>	<u>復興防災部副部長のうち、復興事務を担当する者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難誘導支援先発隊の編成、派遣</u> ・<u>他の都道府県等に対する食料・物資の調達及びあっせん要請</u> ・<u>国民保護対策本部の設置</u> ・<u>情報の収集分析と避難の指示の案の作成</u> ・<u>避難ルートの設定</u> ・<u>海上輸送、航空輸送計画の作成</u> ・<u>避難先県との連絡・調整</u>

							<ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係各機関との連絡・調整</u> ・<u>ヘリポートの確保</u> ・<u>特殊標章等の交付等</u>
	<u>政策地域部</u>	<u>政策地域部長</u>	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通信関係</u> <p>[略]</p>		<u>ふるさと振興部</u>	<u>ふるさと振興部長</u>	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>通信関係（社会基盤関係）</u> [略] ・<u>私立学校児童・生徒の安否情報の収集</u> ・<u>外国人への警報内容等の周知</u> ・<u>交戦国出身者、観光客等の保護</u> ・<u>外国人の安否確認</u>
					<u>文化スポーツ部</u>	<u>文化スポーツ部長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>体育施設、文化施設の被害状況調査及び応急対策</u>
	<u>環境生活部</u>	<u>環境生活部長</u>	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国人への警報内容等の周知</u> ・<u>交戦国出身者、観光客等の保護</u> 		<u>環境生活部</u>	<u>環境生活部長</u>	[略]

			・外国人の安否 確認			
	[略]			[略]		
	教育部	教育長	・教育施設、 <u>体 育施設、文化施 設</u> の被害状況調 査及び応急対策	教育部	教育長	・教育施設の被 害状況調査及び 応急対策
	[略]			[略]		
	③ [略] (3)～(7) [略]			③ [略] (3)～(7) [略]		
変更 理由	○ 県の組織改正（H29.4以降）に伴う修正					

第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現計画	変更案
63	<p>第4章 避難の指示等 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難の指示</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 避難に当たって配慮すべき事項</p> <p>① [略]</p> <p>② 事態の種類等に応じた留意事項</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合(急襲的に航空攻撃が行われる場合も含む)</p> <p>○ [略]</p> <p>○着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。</p> <p>エ、オ [略]</p>	<p>第4章 避難の指示等 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難の指示</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 避難に当たって配慮すべき事項</p> <p>① [略]</p> <p>② 事態の種類等に応じた留意事項</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合(急襲的に航空攻撃が行われる場合も含む)</p> <p>○ [略]</p> <p>○着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内非難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。</p> <p><u>※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p> <p>エ、オ [略]</p>

	(8) [略]	(8) [略]
変更理由	○ 国民の保護に関する基本指針の一部変更（H29.12）に伴う国が作成した資料等による平素からの周知について記載の追加	

岩手県国民保護計画変更 新旧対照表

第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現計画	変更案
78	<p>第5章 救援 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 医療活動を実施するための体制整備等 (1)～(3) [略] (4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 [略]</p> <p>① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 医療関係者からなる医療班による<u>緊急</u>被ばく医療活動の実施 イ 内閣総理大臣により<u>緊急</u>被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</p> <p>②、③ [略]</p>	<p>第5章 救援 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 医療活動を実施するための体制整備等 (1)～(3) [略] (4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 [略]</p> <p>① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 医療関係者からなる医療班による被ばく医療活動の実施 イ 内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</p> <p>②、③ [略]</p>
変更理由	○ 国民の保護に関する基本指針の変更（H28.3）に伴う用語の整理	

第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現計画	変更案																																				
86	<p>第6章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 生活関連等施設の安全確保等 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令（法103①、③） [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>【危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧】</p> <table border="1" data-bbox="423 735 1193 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> <td>厚生労働大臣（薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区分	措置			①	②	③	[略]					薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	[略]			<p>第6章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 生活関連等施設の安全確保等 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令（法103①、③） [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>【危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1312 735 2083 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> <td>厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区分	措置			①	②	③	[略]					医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	[略]		
	物質の種類			区分	措置																																	
①		②	③																																			
[略]																																						
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	[略]																																				
物質の種類	区分	措置																																				
		①	②	③																																		
[略]																																						
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	[略]																																				

93	<p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 武力攻撃原子力災害への対処 [略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 スクリーニング及び除染の実施</p> <p>知事は、避難の際の住民等に対する<u>スクリーニング及び除染の実施</u>については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第7節「医療・保健計画」の定める例により行うものとする。</p> <p>7 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 武力攻撃原子力災害への対処 [略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>知事は、避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する<u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u>については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第7節「医療・保健計画」の定める例により行うものとする。</p> <p>7 [略]</p>
変更理由	<p>○ 法律名の改正に伴う修正</p> <p>○ 国民の保護に関する基本指針の変更（H28.3）に伴う用語の整理</p>	

第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現計画	変更案
106	<p>第7章 情報の収集・提供</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 安否情報の収集・提供 [略]</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 市町村による安否情報の収集及び提供 (法94①)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市町村による安否情報の収集 市町村長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等、市町村が平時から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</p> <p>また、市町村長は、あらかじめ把握してある医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。</p>	<p>第7章 情報の収集・提供</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 安否情報の収集・提供 [略]</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 市町村による安否情報の収集及び提供 (法94①)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市町村による安否情報の収集 市町村長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市町村が平時から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</p> <p>また、市町村長は、あらかじめ把握してある医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。</p>
変更理由	<p>○ 外国人登録法の廃止に伴い、自治体において保管されていた外国人登録原票を出入国在留管理庁（※現在名）にて管理することとされたため</p>	